

公務災害・通勤災害認定請求に必要な書類・様式について ※○は必ず提出、(○)は必要に応じて提出。この他にも追加で提出を依頼することがあります。

押印が原則廃止となったところですが、次の様式については引き続き押印が必要ですので注意してください。  
同意書・誓約書・確約書（補償先行申出書の2枚目）・事故発生状況報告書・人身事故証明書入手不能理由書

		公務災害認定請求書	診断書 (原本・初診日を記載してもらう)	せき柱の傷病調書 (注2)	災害(現認・事実確認)書 ※現認者優先	負傷部位略図	現場見取図	災害発生状況図	既往症歴報告書	療養費支払状況報告書	被災職員の勤務に関する証明書	出勤簿の写し (注3)	勤務割表・勤務時間の規程等 (交代制勤務の場合)	出張命令簿の写し	医療機関の変更届出書	治療報告書 (請求段階で治療している場合)	同意書	通勤届の写し	経路図	事故証明書 (注4)	事故発生状況報告書	第三者行為災害届	誓約書	(補償先行申出書・確約書)			
支部様式番号				4号	1号	2号	22号	3号	5号	17号	23号				18号	20号			24号		3号の2	6号	6号の2	7号			
公務災害	勤務時間中	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)		(○)	(○)				交通事故 事案の場合 に提出	災害発生の原因 となる他者 (第三者)が いる場合に提出						
	時間外(休日)勤務中	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)		(○)	(○)											
	出張中	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)			○								
	研修中・訓練中	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)											実施内容の分かる文書
	腰痛、頸部痛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○										
	上肢業務に基づく疾病 (頸肩腕症候群、手関節炎等)	○	○		○	○			(○)	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○									その他必要書類について お問合せください	
	熱中症・熱射病	○	○		○		○		○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○									熱中症・熱射病事案に関する 調査事項	
	過換気症候群	○	○		○					○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○									過換気症候群事案に関する 調査事項	
	結核菌感染	○	○		○		○			○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○									結核感染事案に関する 調査事項	
	脳・心臓疾患 精神疾患	事前に千葉県支部までご相談ください。 概要を聞き取り、必要書類について個別に指示します。																									
通勤災害(注1)	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)		(○)	(○)			○	○	交通事故 事案の場合	相手方(第三者)が いる場合					

(注1) 次のような場合は、「公務災害」に該当する可能性があるため、千葉県支部までお問合せください。(緊急用務のため出勤を命ぜられた場合の出退勤時・宿直日のための出退勤時・特に命ぜられて1時間以上早く出勤した場合の出退勤時・通常勤務に引き続き4時間以上時間外勤務した場合の退勤時・勤務を要しない日に特に勤務を命じられた場合の出退勤時、等)

(注2) せき柱(頸椎、胸椎、腰椎)の傷病がある場合に提出してください。

(注3) 管理職や教員など時間外勤務命令簿が無い場合は、所属長による証明書を提出してください。

(注4) 事故証明書は人身事故扱いのものが有効です。物件事故扱いの場合等については、「事故証明書入手不能理由書(支部様式第21号)」を提出してください。